

福井県立大学保有個人情報等管理要領

令和5年4月1日

公立大学法人福井県立大学要領第1号

(趣旨)

第1条 この要領は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第23条、第41条第2項、第121条第2項および第123条第3項の規定に基づき、公立大学法人福井県立大学における保有個人情報等の管理のために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 公立大学法人福井県立大学職員就業規則（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第35号）第2条に規定する教員および事務職員、並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。
- (2) 事務対応ガイド 「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（令和4年2月 個人情報保護委員会事務局）をいう。
- (3) 保有個人情報等 保有個人情報、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等および匿名加工情報をいう。

(総括保護管理者)

第3条 保有個人情報等の管理に関する事務を総括させるため、総括保護管理者を置く。

2 総括保護管理者は、理事（経営）をもって充てる。

3 総括保護管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 保有個人情報等の管理につき必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設け、開催すること。なお、必要に応じて情報セキュリティ等について専門的な知識および経験を有する者等の参加を求めることができる。
- (2) 前号に掲げるもののほか、保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

(保護管理者)

第4条 各部局（事務局にあつては各課室。以下、この要領において同じ。）における保有個人情報等の適切な管理を確保するため、各部局に保護管理者を置く。

2 保護管理者は、各部局の長またはこれに代わる者をもって充てる。

3 保護管理者は、各部局における保有個人情報等の管理に関する事務の総括を行うものとする。

4 保護管理者は、保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合は、当該情報システムの管理者と連携して前項の事務を行うものとする。

(保護担当者)

第5条 保護管理者を補佐し、各部局における保有個人情報等の管理に関する事務を行わせるため、各部局にそれぞれ保護担当者1人(業務上必要と認められる場合にあっては複数人)を置く。

2 保護担当者は、保護管理者が指定するものとする。

(監査責任者)

第6条 保有個人情報等の管理の状況について監査させるため、監査責任者を置く。

2 監査責任者は、総務広報課長をもって充てる。

(教育研修)

第7条 総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、保有個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

2 総括保護管理者は、保護管理者および保護担当者に対し、保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を定期的実施する。

3 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、情報システムの管理部門が実施する情報システムに係る教育研修等を受けさせるものとする。

4 保護管理者は、当該各部局の職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のため、前各項に定める教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

(職員の責務)

第8条 職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令および規程の定め、事務対応ガイドその他の内閣府個人情報保護委員会が定めるものならびに総括保護管理者、保護管理者および保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

(保有個人情報の取扱い)

第9条 保有個人情報の取扱いについては、事務対応ガイド4-8-5(保有個人情報の取扱い)の定めるところによる。

(情報システムにおける安全の確保等)

第10条 保有個人情報に係る情報システムにおける安全の確保等については、事務対応ガイド4-8-6(情報システムにおける安全の確保等)の定めるところによる。

(情報システム室等の安全管理)

第11条 保有個人情報に係る情報システム室等の安全管理については、事務対応ガイド4-8-7 (情報システム室等の安全管理) の定めるところによる。

(保有個人情報の提供)

第12条 保有個人情報の提供については、事務対応ガイド4-8-8 (保有個人情報の提供) の定めるところによる。

(個人情報および保有個人情報の取扱いの委託)

第13条 個人情報および保有個人情報の取扱いの委託については、事務対応ガイド4-8-9 (個人情報の取扱いの委託) の定めるところによる。

(サイバーセキュリティの確保)

第14条 保有個人情報に係るサイバーセキュリティの確保については、事務対応ガイド4-8-10 (サイバーセキュリティの確保) の定めるところによる。

(安全管理上の問題への対応)

第15条 保有個人情報に係る安全管理上の問題への対応については、事務対応ガイド4-8-11 (安全管理上の問題への対応) の定めるところによる。

(準用)

第16条 第9条から前条までの規定は、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等および匿名加工情報について準用する。

(監査および点検の実施)

第17条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第3条から前条までに規定する措置の状況を含む保有個人情報等の管理の状況について定期的に監査を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

2 監査責任者は、前項の規定による監査のうち情報システムおよびサイバーセキュリティに係る監査については、当該情報システムおよびサイバーセキュリティの管理者と連携して行うものとする。

3 保護管理者は、各部局における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について定期的に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

4 総括保護管理者、保護管理者等は、監査または点検の結果を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。